

委員会議事録

件 名	第 1 回長泉町公立教育・保育施設 民営化事業者評価委員会	日 時	令和 8 年 9 月 29 日(火) 午後 6 時 00 分～午後 8 時 30 分
		場 所	防災センター第一会議室
出 席 者	委 員：9 名（欠席者なし）		
	事務局：こども未来課		
議事概要			
議事(1) 長泉町公立教育・保育施設の民営化について			
事務局 委員に事前配布した下記資料について、事務局より概要を説明。募集要項の基となる部分や、考慮する内容について抜粋して提示。 ・長泉方公立教育・保育施設の状況及び課題 ・長泉町公立教育・保育施設の再配置・民営化の方針 ・民営化ガイドライン（令和 7 年 4 月策定） ・保護者アンケート調査結果（幼保連携型認定こども園の民設民営関係） ・保護者説明会質疑応答（長泉幼稚園、中央保育園） ・民間事業者サウンディング調査結果			
委員長 一通り事務局より説明いただいたが、内容について意見や質問があればお願いしたい。			
委員 スケジュールについて伺いたい。認定こども園は令和 12 年度から開園という前提だが、事務局が提示しているスケジュールは無理のないものか。			
事務局 提示しているスケジュールは、令和 12 年度の開園から逆算して作成しているが、建設に係る部分は 1 年では完了しないと想定しており、最低でも 14 か月程度必要と考えている。そのため、設計期間も含めると開園までの期間は比較的タイトなものとなっている。			
委員 そうすると、公募における各項目がスムーズに行ってはじめて令和 12 年度の開園に間に合うこととなるため、可能な限り再公募とならないような募集要項を作成する必要がある。高いハードルを示した結果応募事業者がなく、条件を変更する等の時間を要しては間に合わないという印象を受けた。			

事務局

他市町の公募スケジュールと比較すると、当町は多少余裕があるものと考えているが、委員の言う通り再公募となった場合、実際の工事期間等を鑑みると、やはり予定時期での開園は厳しくなる。

委員長

建物解体後、設計も含めた施設整備を実施する主体は、選定された民間事業者となるのか。

事務局

今回の民営化は民設民営となるため、設計から建設工事まで民間事業者が行うものとなっている。

委員長

では、建物解体後、整備用地が更地になった状態でも、事業者が決定していなければその先に進まないという認識で良いか。

事務局

お見込みのとおり。

委員

民営化ガイドラインでは、初めに町内の事業者を優先して募集し、その後県内に要件を広げる旨の記載がある。地の利や町での運営実績を重視していると思われるが、所在地の縛りがある場合、事業者の手上げがあるか懸念される。また、規模の大きい事業であるため、可能な限り多くの選択肢から比較した上で、最適な事業者を決定するべきであるとする。

事務局に確認したいが、募集要件に該当する事業者は、町内で何者あるのか、また、全国に所在地要件を広げた場合の問題点も含め、町はどのような見解を持っているか。

委員長

色々な市町において民営化の話を聞いているが、公設民営の場合と異なり、民設民営の場合は実際に応募事業者が少ない。委員の意見にもあったように、所在地要件を広げた場合の問題は少なからず出てくるとは思うが、事務局の意見を伺いたい。

事務局

民営化ガイドラインの事業者の選定条件を、長泉町内優先から静岡県内へ広げることとしている意図としては、公立園からの民営化であることを踏まえ、町として公立園の継続性を重視したものである。町内の事業者は、やはり町外、県外の事業者と比較して、地域性や、町の教育・保育への理解という点において望ましく、よりスムーズな民間移管が実施できるのではないかと考えている。また、実地調査として、事業者が運営する施設にて実際の保育現場を確認することも審査の項目としていることから、町内、県内という設定をさせていただいている。

募集要項に該当する町内の事業者については、現在5法人が対象となると想定しており、内訳としては、学校法人が1者、社会福祉法人が4者となっている。

委員

町内の事業者が審査を経た上で適正であると判断できることが一番良いと考えるが、そうでなかった時に、保護者が安心して子どもを預けられる法人が応募できる要件を整えるには、こういった所在地要件が適切かの検討が必要。

間口は広くしておくが、町内事業者の場合は評価点で加点していく等、手法を考えていくべきではないか。

委員長

今回は事業費も億単位と規模が大きいので、応募事業者についても、経営規模やその運営が安定しているかどうかという点も重要となってくる。対象となる町内事業者の規模感ほどの程度のものか。

事務局

町内の事業者は、基本的に1法人1施設の法人が主である。委員の方が想定されているような、例えば複数園の運営に加え、他の福祉事業等の多角的な運営をしている大規模な事業者となると、近隣市町を含め県内においてもそう多くはないのではないかと感じている。

また、施設整備費も年々高騰しており、事業費を見積もった際に、参加を見送る事業者もいるのではないかと考えており、そういった点は、町内及び県内の所在地要件における懸念事項として捉えている。

委員長

今回の条件で見ると、事業費は数億～十数億の規模になるのではないかと想定される。認定こども園の民営化における他の県内自治体例については、町の方で把握しているか。

事務局

民営化ガイドラインや補助金の考え方について参考とした、県内2市における公募の際の所在地条件は、各市内で限定していた。ただ、長泉町と比較して法人の数が多い市であっても、実際の応募状況は1者～数者のみだったと聞いている。

また、近隣自治体でも、長泉町と同様に民設民営の公私連携施設の公募を直近で行っている。こちらは所在地要件を定めていなかったが、結果として応募事業者は数者程度であり、県外の事業者であったと聞いている。

委員

保護者アンケートからしても、所在地要件の希望は半数程度だったため、そこまで縛らなくても良いのではないかと考える。また、事前のサウンディング調査では、事業費を重視している事業者が多い結果であったが、その中で、町としては補助金をどの程度負担する予定であるか。

事務局

補助金としては、国庫補助金の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用する予定。資料に記載している国と町の負担割合の合計を、事業者へ補助する形となる。負担割合については、国の交付要綱で定まっており、国が 1/2、町が 1/4、事業者が 1/4 の割合となっているが、割合については国の基準額に基づくものであり、事業経費の満額に対応するものではない。

ただし、今回の民営化は公私連携施設となることから、町の負担分を 1/8 の割合で追加する想定である。この場合、区の基準額に照らし合わせると、負担割合は国が 4/8、町が 3/8、事業者が 1/8 となる。

委員長

委員の意見にもあったとおり、所在地要件については、間口を広くした上で加点する等のやり方もあると考えるが、ガイドラインの記載内容と異なるものになってしまう。所在地要件を変更する場合、ガイドラインの条件を緩和することとなるが、修正は可能か。町の意見を伺いたい。

委員

今回の民営化は公立園を引き継いで実施するものとなるため、町として一番懸念しているところは、事業者の安定感である。例えば途中で運営が立ち行かなくなる等、園児や保護者に不利益が生じるリスクは可能な限り低くしていきたい。もちろん町の教育・保育に理解のある町内事業者が望ましいと考えてはいるが、150 人規模の施設を整備し、その後も安定的な施設運営と両立が可能かという点について有識者の意見を伺いたい。

評価については、母体の運営がどれだけしっかりしているかも含めた上で、加点等の手法で町内の優位性は確保していきたいと考えている。

委員

事業者については、やはり安定的かつ継続的に施設運営が可能な母体を持つ事業者の参入が望ましいと考える。先ほど事務局からも説明があったとおり、民営化ガイドラインを作成するにあたって町内事業者を条件とした町の意図もあるため、それらを踏まえた上で今回の評価委員会にて議論いただき、必要であればガイドラインの見直しを行っていきたい。

委員

町がガイドラインを作成した際は、恐らく教育・保育の内容を重視したものと思われるが、そういった実際の保育現場を確認できる選考方法であれば、所在地要件を広げても問題はないのではないかと。

委員長

要項上では、実地調査は予定されており、自分としても実地調査は行った方が良く強く考えている。書類やプレゼンだけでなく、実際に保育の現場を見て総合的に判断するべき。

委員

同じ保育所でも、60人、80人、100人、150人では全くオペレーションが異なる。そう考えると、同様の規模感の保育所を運営するノウハウというものも大事になってくる。もし応募事業者が多かった場合は、1次審査で事業者数を絞った上で2次審査にて実地調査を行う等のやり方も考えてはどうか。

委員

例えば全国に広げて事業者を募集したとしても、地域性を排除して参入してくることは考えにくい。地域の中から園長を選出する、町の非常勤職員を任用する等の対応は、保育士不足の現状の中で、事業者も実施していきたいところであると思われる。

委員

県外の事業者でも特に違和感はない。保護者アンケートでも、教育内容を気にしている保護者が多かったため、県外事業者が参入したとしても、従前と違う教育が受けられる、新しい風が吹く等のメリットもあると考える。

委員

オンラインも活用しながらの実地調査が可能であれば、所在地要件は全国とし、長泉町のみ加点という形で良いのではないかな。

委員長

では、募集要項の所在地要件と民営化ガイドラインの見直しについては、今回の議論である

- ・当該事業規模において、継続的かつ安定的な園の運営が可能と見込まれる事業者条件とすること
- ・多くの選択肢から最適な事業者を選考すること
- ・町内事業者の優位性を確立すること

等を踏まえ、事務局で再考の上、次回の事業者評価委員会にて事務局案を提示いただきたい。

議事(2) 募集要項（募集条件・運営条件等）（案）について

事務局

委員に事前配布した下記資料について、事務局より概要及び事業者選定において重要視している内容等を説明。

- ・事業者募集要項（案）
- ・認定こども園整備・運営に係る諸条件

委員長

続いて、募集要項案の資料について、委員の方のご意見があれば伺いたい。

委員

募集要項のスケジュールでは、公募から申請書受付までの期間が一ヵ月と短めになっているが、この日程は、事業者側の事業費の算定や、資料を整える期間として妥当なものであるか。

事務局

現時点で提示しているスケジュールは、民営化ガイドラインに沿った町内事業者優先から県内に広げていくことを想定したものとなっているため、委員のご意見の通り、比較的タイトなものであると認識している。ただ、所在地要件の段階を踏まず、最初から県内や全国へ広げた場合は、余裕を持った書類提出期間を設定できるものと想定している。

委員長

では、スケジュールについても先ほどの所在地要件と併せて次回の委員会でご提示いただきたい。

委員

募集条件の中に、過去3年間に監査指摘事項等の問題がないことという項目があるが、3年は短いように感じる。

事務局

民営化を実施している他市町の条件を見ると、概ね過去3～5年にて監査内容項目を設けている。

委員

年数もあるが、こういった指摘内容だったかが気になる。監査の詳細は応募があった時に分かるものなのか。

事務局

応募時の提出書類に、過去3年間分の監査結果を示す文書を指定している。そのため、書類審査時において、指摘事項の有無や、過去にこういった指摘を受け、改善を図ってきたか等の詳細について、確認が可能である。

委員長

では、より保育の質を担保するという観点からも、監査項目における期間は3年から5年に延ばすということをお願いしたい。

委員

監査項目の「指摘事項」という内容は、口頭での指摘も含めるか、もしくは書面の指摘のみを想定しているか。口頭であれば多くの施設が指摘を受けているため、事業者の参入時にハードルとなる可能性がある。

事務局

書面での指摘のみを想定して作成している。委員の意見のとおり、当該記載内容では口頭とも捉えられるため、文書内に明記させていただく。

委員

応募条件の政治団体、宗教団体の項目は必要か。社会福祉関連の事業を実施している事業者はそういった団体が多く含まれるのではないか。

事務局

公立園に準拠しての要項作成としたため項目として含めたが、事業者の状況や、他市町の条件等を踏まえた上で見直しをさせていただく。

委員

看護師の配置は必須としなくて良いか。

事務局

現時点では努力義務を想定している。

委員

施設整備予定地については、30年間の無償賃借契約となっているが、30年後はどうなるのか。

事務局

無償賃借契約期間満了後の土地の更新については、別途協議することとしている。「12 公私連携法人の指定に関すること (2) 協定期間」においてその旨明記をしているが、事業者との認識相違を防ぐため、同様の内容を「6 施設整備予定地の概要」内にも追記させていただく。

委員

施設整備予定地の土壌汚染対策を実施するとのことだが、当該土地における土壌汚染の状況や、対策はどのようなものとなっているか。事業者も懸念する点であると思う。

事務局

学校整備予定地も含めた土地一体の土壌汚染調査は令和7年度に実施済みとなっている。当該調査結果では、認定こども園整備予定地における土壌汚染箇所はなかったが、学校整備予定地における土壌汚染箇所は複数報告された。ただし、どの箇所も人体に影響のある物質・量ではなく、令和9年度中に土壌汚染箇所の土壌入替も行う予定である。

土壌汚染に関する内容は、調査結果を含めより詳細に追記させていただく。

委員

昨今は、保育現場でもノンコンタクトタイム等を実施し、不適切保育を予防する動きがある。要項の中にも含まれるようであれば、虐待や不適切保育の防止について町の方針として明記しても良いのではないかな。

委員

施設の整備について、近年は熱中症対策が必須となっているため、条件として入れられるようであれば記載いただきたい。

委員長

委員の意見について、適当な項目があれば、事務局にて追記を検討いただきたい。

委員

民営化後の施設も、公立園と変わらず町 P 連（町 PTA 連絡協議会）へ参加することとなるか。

事務局

町 P 連への参加不参加については、今後事業者決定後に開催される三者協議会にて、保護者の意見を踏まえた上で決定していくことになる想定される。

今後見直し・修正を要する資料

資料 1-1 民営化ガイドライン（R7.4 策定）

資料 2-1 募集要項（案）

資料 2-2 認定こども園整備・運営に係る諸条件について

資料 2-6 各種様式一覧